

答申 情第78号

令和7年10月17日

相模原市長 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開（全部公開）決定処分に関する諮問について（答申）

令和6年8月28日付け6生福課第2082号により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以 上

1 審査会の結論

本審査請求に係る相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った令和5年10月2日付け相模原市指令（生福）第15号による公文書公開（全部公開）決定（以下「本件処分」という。）については、結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 令和5年9月20日付で、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項本文の規定に基づき「(1) 相模原市の機関が令和4年度中に保護開始決定をした生活保護受給者であって、生活保護法に規定する「救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設」に入所したものに係る入所先施設の名称及び所在地等が記載されている公文書（以下「請求内容①」という。）、(2) 相模原市の機関が保有する生活保護に係る「ケース記録」であって令和4年分として整理されているもののうち、いわゆる「自立支援医療費（通院精神医療）支給認定申請」の書面に添えて提出することとされている診断書を作成するについて医療機関に支払う文書作成料その他の費用を保護費として支給した場合におけるその保護費の額及び費目が記載されている公文書（以下「請求内容②」という。）、(3) 前項の『「自立支援医療費（通院精神医療）支給認定申請」の書面に添えて提出することとされている診断書を作成するについて医療機関に支払う文書作成料その他の費用を保護費として支給した場合におけるその保護費の額及び費目』の決定の根拠となるべき法令、通達、通知、条例、規則、規程、要綱その他の例規が記載されている公文書（以下「請求内容③」という。）」について公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件公開請求に対し、令和5年10月2日付で本件処分を行い、審査請求人に公文書公開（全部公開）決定通知書（以下「決定通知書」という。）を送付した。
- (3) 令和5年10月24日付で、審査請求人は本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 本件審査請求において「原処分は、本件公開請求に対して本来公開決定すべき公文書を意図的に除外したか、あるいは少なくともこれを遺脱したものであり、対象公文書の特定を誤っているから、取り消しを免れない。」との記述がある一方で、なお書きにおいて「仮に、処分庁が原処分の当否を点検した結果、原処分を職権で取り消すなどして（再度の考案）、本来公開されるべき公文書が適切に公開された場合にあっては、行政不服審査手

続による双方の時間的・手続的負担に鑑み、裁決による解決に拘泥しない。」との記述があつたことから、実施機関は、公開文書を特定した理由等の説明及び「対象公文書の特定を誤っている」との主張に対し、具体的な説明を求める書簡「公文書の特定について」を令和5年11月10日付けで送付し、再度同年12月15日付けで改めて書簡を送付したが、いずれも審査請求人からの回答はなかつた。

- (5) 令和6年6月6日付けで、実施機関は本件審査請求に対し、弁明書により弁明を行つた。なお、弁明書に対する反論書の提出はなかつた。
- (6) 令和6年8月28日付けで、実施機関は当審査会に対し、条例第17条の規定に基づき質問（以下「本件質問」という。）を行つた。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求書による主張

審査請求人は、審査請求書において「原処分の取消しを求める。」と審査請求の趣旨を述べ、その理由として「原処分は、本件公開請求に対して本来公開決定すべき公文書を意図的に除外したか、あるいは少なくともこれを遺脱したものであり、対象公文書の特定を誤っているから、取り消しを免れない。このことは、とりわけ原処分に係る決定通知書1（1）及び同（2）について顕著である（公文書公開請求書に記載された請求の趣旨により措定されるべき公文書と原処分が公開することとした公文書との乖離自体から明白である：一例として生活保護に係る「ケース記録」を指摘する。）。その他詳細については処分理由の提示を待つて速やかに提出する。なお、仮に、処分庁が原処分の当否を点検した結果、原処分を職権で取り消すなどして（再度の考案）、本来公開されるべき公文書が適切に公開された場合にあっては、行政不服審査手続による双方の時間的・手続的負担に鑑み、裁決による解決に拘泥しない。」と説明している。

(2) 審査会における意見陳述での主張

当審査会の審議における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第75条の規定に基づく意見陳述の申立てはなかつた。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明書による説明

ア 請求内容①について

公文書公開請求書の記載内容から、対象公文書を令和4年度中に保護開始決定をした生活保護受給者が入所する指定のあった3種の施設「救

護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設」の名称及び所在地が記載されている公文書であると特定し、その施設の一覧を公開した。

なお、令和4年度中に保護開始決定をした生活保護受給者には、「救護施設」及び「更生施設」の入所者はいなかったことから、「その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設」のみ公開した。

イ 請求内容②について

公文書公開請求書の記載内容から、対象公文書を「自立支援医療（精神通院）の手続きに必要な診断書を作成する際の文書料が分かる公文書」であると特定し、本市で使用している令和4年度の「指定医療機関向けの文書料一覧」を公開した。

なお、当該文書作成料の支出に係る事務は「ケース記録」に係る事務とは別のファイルで保管、管理しており、必ずしも関連性を持たせる必要のない情報であるため、「ケース記録」には、当該文書作成料その他の費用に関する記載はない。

ウ その他

「対象公文書の特定を誤っている。」との審査請求人の主張に対し、対象公文書の特定に努めるべく、令和5年11月10日付け及び同年12月15日付けで書簡を送ったが、請求人からの回答はなかった。

（2）審査会における意見聴取での説明

ア 審査請求人から、令和5年9月20日に本件公開請求があったが、請求内容について審査請求人との事前調整はなかった。

イ 公文書公開請求書の受領後、公開の請求に係る公文書の内容を確認したところ、言い回しが難しく理解しにくい点があったため、文書の特定に齟齬があってはならないという思いから、公文書公開請求書に記載の審査請求人住所の宿泊施設に電話を掛け、審査請求人と連絡をとった。その際、審査請求人から請求書に電話番号を記載していないのだから電話をかけて来ないで欲しいと言われ、謝罪のうえ電話を終結した。

ウ 電話での文書特定には至らなかったため、実施機関内で相談し、審査請求人の求めている公文書を次のとおり特定した。

エ 請求内容①については、令和4年度中に生活保護の開始決定をした生活保護受給者が入所する指定の3種類の施設の文書と、その所在地が記載されている文書と解釈し、その一覧を公開した。

オ 請求内容②については、自立支援医療（精神通院医療）の手続きに必要な診断書を作成する際の文書料がわかる公文書であると解釈し、令和

- 4 年度に使用した指定医療機関向けの文書料一覧を公開した。
- カ 請求内容③については、請求内容②として公開した文書に関連し、文書料の支給根拠が記載された公文書を公開した。
- キ 審査請求は、請求内容①及び②のどちらも公文書の特定が誤っているという内容であったが、審査請求書のなお書きに「本来公開されるべき公文書が適切に公開された場合にあっては、裁決による解決に拘泥しない。」との一文もあったことから、文書特定を図るべく、令和5年11月10日付け及び同年12月15日付けで審査請求人に対し、手紙を送り文書特定の協力を求めたが、いずれも回答はなかった。
- ク 令和6年6月6日付けで、弁明書を送付するとともに、反論書の提出に関する通知を送付したが、反論書の提出はなかった。

5 審査会の判断

審査請求の理由が文書特定の誤りとの主張であることから、本件処分における文書特定の妥当性について検討する。

はじめに、実施機関と審査請求人の事前のやりとりの状況について確認し、その後、対象公文書の特定について検討する。

(1) 実施機関と審査請求人の事前のやりとりについて

ア 本件公開請求から本件処分までの間

当審査会事務局に確認したところ、当該請求は、審査請求人が公文書公開請求受付窓口である行政資料コーナーを訪問し、自ら作成した公文書公開請求書の提出により行われたものとのことであった。市が定める様式を使用していなかったため、市が定める公文書公開請求書への記載を求めたが、住所、氏名、連絡先等の記載はせず「別紙記載のとおり」と記載したにとどまったとのことであった。

実施機関は、本件公開請求に係る公文書の内容を確認するため、審査請求人が記載した住所にある宿泊施設の連絡先を把握していたことから、請求者に確認せず電話で連絡したところ、審査請求人が教えていない電話番号に実施機関から連絡があったため、連絡はしないよう求められたとのことであった。

実施機関は、公開請求に係る公文書を特定することができない場合には、条例第6条第2項の規定を用いて審査請求人に請求内容の補正を求めることができる。電話による請求内容の確認が困難であった事情は理解するが、文書により補正を求ることは可能であったところ、これを行っていなかった。

イ 本件処分後

審査請求人は、令和5年10月24日付で本件審査請求を行った。

不服の理由は文書特定に誤りがあるというものであった。実施機関は、審査請求書の記述の中に「なお、仮に、処分庁が原処分の当否を点検した結果、原処分を職権で取り消すなどして（再度の考案）、本来公開されるべき公文書が適切に公開された場合にあっては、行政不服審査手続による双方の時間的・手続的負担に鑑み、裁決による解決に拘泥しない。」との一文もあったことからその真意を確認するため、令和5年11月10日付で具体的な事例を提示した書簡を送付したが、これに回答がなかったことから同年12月15日付で督促文書を送付したものの、審査請求人からの回答はなかった。

また、令和6年6月6日付で、実施機関は弁明書を審査請求人に送付しているが、審査請求人からの反論書の提出はなく、文書特定のための追加の主張は得られなかった。

（2）文書の特定について

ア 請求内容①について

審査請求人は「相模原市の機関が令和4年度中に保護開始決定をした生活保護受給者であって、生活保護法に規定する「救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設」に入所したるものに係る入所先施設の名称及び所在地等が記載されている公文書」を公開請求している。

これに対して、実施機関は、指定のあった3施設のうち救護施設及び更生施設についてはそもそも該当する入所者がいなかったことから、該当公文書を「無料低額宿泊事業（第2種社会福祉事業）を行う施設の開設状況」と特定し、全部公開を行った。

特定した公文書を確認したところ、当該公文書には「生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設」である無料低額宿泊事業を行う施設の名称、所在地に加え、施設の定員数や現員数等の記載があることを確認した。

公文書公開請求書の記載内容からは、令和4年度中に保護開始決定した生活保護受給者個々について、各生活保護受給者が入所した指定3施設の名称等が記載された公文書を求めているものなのか、あるいは、令和4年度中に保護開始決定した生活保護受給者個々ではなく、これを総体的に捉え、これらの者が入所した指定3施設の名称等が記載された公文書を求めているものなのか判然としない。

実施機関は、審査請求人が公開を求める公文書を特定するに先立ち、審査請求人が公文書公開請求書に記載した住所にある宿泊施設に電話し、

結局叶わなかったが、請求内容の真意を確認しようとした経緯があることから、必ずしも確信をもって文書特定したものでないと伺えるものの、請求内容に該当する公文書を後者であると理解し、これを特定したものであり、公開を求める公文書が後者であるとするならば、公開を決定した公文書の特定自体は適正である。

イ 請求内容②について

審査請求人は「相模原市の機関が保有する生活保護に係る「ケース記録」であって令和4年分として整理されているもののうち、いわゆる「自立支援医療費（通院精神医療）支給認定申請」の書面に添えて提出することとされている診断書を作成するについて医療機関に支払う文書作成料その他の費用を保護費として支給した場合におけるその保護費の額及び費目が記載されている公文書」を請求している。

これに対して、実施機関は該当公文書を自立支援医療（精神通院）の手続きに必要な診断書を作成する際の文書料が分かる公文書と特定し、具体的には「指定医療機関向け文書料一覧」と特定のうえ、全部公開を行った。

特定した公文書を確認したところ、実施機関が全部公開を行った当該公文書は、指定医療機関向けに自立支援医療（精神通院）の支給認定申請にかかる診断書の作成等に係る文書料等の上限金額を示したもので、自立支援医療（精神通院）の支給認定申請にかかる診断書の作成にかかる費用だけではなく、自立支援医療（更生医療）の認定にかかる意見書の作成（新規認定）、介護主治医意見書の作成などの上限金額についても記載されていた。

実施機関の説明では、当該公文書は指定医療機関向けの文書料一覧とのことであり、これ自体を生活保護受給者の支援に用いるケース記録に添付するものではないが、診断書の作成にかかる文書作成料その他の費用を保護費として支給した場合の保護費の額及び費目が記載されている公文書として特定したものとのことであった。

また、文書作成料の支出に係る事務は「ケース記録」に係る事務とは別のファイルで保管、管理しており、必ずしも関連性を持たせる必要のない情報であるため「ケース記録」には、文書作成料その他の費用に関する記載は行っていないとのことであった。

公文書公開請求書の記載内容からは、公開を求める公文書が生活保護に係る「ケース記録」であって令和4年分として整理されているもののうち、個々の「ケース記録」に含まれる公文書を対象としているのか、あるいは、個々の「ケース記録」に含まれるか否かではなく、「自立支援

医療費（通院精神医療）支給認定申請」の書面に添えて提出することとされている診断書を作成するについて医療機関に支払う文書作成料その他の費用を保護費として支給した場合におけるその保護費の額及び費目が記載されている公文書を求めているものなのか判然としない。

実施機関は、審査請求人が公開を求める公文書を特定するに先立ち、審査請求人が公文書公開請求書に記載した住所にある宿泊施設に電話し、結局叶わなかつたが、請求内容の真意を確認しようとした経緯があることから、必ずしも確信をもって文書特定したものでないと伺えるものの、請求内容に該当する公文書を後者であると理解し、これを特定したものであり、公開を求める公文書が後者であるとするならば、公開を決定した公文書の特定自体は適正である。

ウ 請求内容③について

審査請求人は「前項の『自立支援医療費（通院精神医療）支給認定申請』の書面に添えて提出することとされている診断書を作成するについて医療機関に支払う文書作成料その他の費目を保護費として支給した場合におけるその保護費の額及び費目』の決定の根拠となるべき法令、通達、通知、条例、規則、規程、要綱その他の例規が記載されている公文書」を請求している。

これに対して、実施機関は「生活保護法による医療扶助運営要領について」を対象公文書と特定し、全部公開を行った。

文書を確認したところ、当該文書は昭和36年に厚生省（当時）が各都道府県知事・各指定都市市長あてに発出した通知であり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第18項の自立支援医療の対象となる精神疾患に係る医療の取扱手続として、精神通院医療の支給認定の申請に要する診断書作成及び手続協力のための費用について、

3,000円以内の額を、医療機関の請求に基づき福祉事務所払いの医療扶助費として支払って差し支えないと定められており、請求内容に該当する公文書であると認められる。

のことから、公開を決定した公文書の特定は適正である。

（3）結論

（1）及び（2）の状況から、公文書公開請求時の文書特定の際に、審査請求人と実施機関によるコミュニケーションが円滑なもので、対象公文書の特定が詳細に行われていれば、請求の趣旨に関し実施機関と審査請求人の間での齟齬は生じず、審査請求人が真に求める文書が特定され、公開決定されていたと思われる。

実施機関は、公開の請求に係る公文書の内容を確認して、文書特定を行

う必要性を認識し、電話での特定を行おうとしたが困難な状況になり、審査請求人への補正を行っていなかった。内容の確認が必要であれば、これらの手続きを取ることを検討し、実施すべきであった。

一方で、審査請求人は、公文書公開請求書の記載項目の1つである連絡先に電話番号を記載しておらず、一般的に実施されている電話での特定作業が困難な状況であり、実施機関が文書特定を行う場合の手法が書面での通知等に限定されていた。

また、審査請求人が裁決による解決に拘泥しないという主張から、本件審査請求以降、実施機関は3度にわたって公開の請求に係る公文書の内容を確認するために書面を送付しているが、審査請求人からは回答がなかった。

のことから、公文書公開請求から本件諮問までの間の実施機関と審査請求人双方にコミュニケーションが不足していた感は否めず、公文書公開請求を受けた際及び本件処分を行うまでの間に、実施機関は審査請求人とコミュニケーションを積極的に取り、文書特定に努める必要があったと考えるが、本件処分にかかる一連の文書を確認したところ、本件請求の内容から本件処分で公開することとした公文書を対象公文書であると解釈した実施機関の判断は不合理とまでは言えない。

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った本件処分については、結論において妥当であると判断する。

なお、今後は、電話での対応が困難な場合には、書面などで審査請求人とのコミュニケーションを図る補正手続きを取った上で、依然困難な場合は実施機関の判断による請求文書の特定事務を行われたい。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年 8月28日	実施機関からの諮問
令和7年 9月17日	審議 実施機関からの意見聴取
令和7年10月17日	審議

第2部会委員 岩崎 忠
友岡 史仁
粟谷布由実